

2. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準の設定等について（諮問）

諮問 第 79号
環水企第323号
平成11年8月31日

中央環境審議会会長
近藤次郎 殿

環境庁長官事務代理
国務大臣野田聖子

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準の設定等について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第3号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に関する基準及び廃棄物の焼却施設に係るばいじん等の最終処分に関する基準の設定等について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、今般、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）が制定されたところである。

政府としては、法第25条第1項に基づき、廃棄物の最終処分場について、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、最終処分場の維持管理に関する基準を定める必要がある。また、法第24条第2項において、廃棄物の焼却施設に係るばいじん等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として指定することとされたことを受け、同法に基づく最終処分に関する基準等について検討する必要がある。このため、廃棄物の最終処分場の維持管理基準の設定等について、貴審議会の意見を求めるものである。